

石川団地周辺整備基本計画策定業務
評価基準(一次審査)

| 評価項目 | | 評価の着眼点 | 様式 | 配点 | |
|-----------|---------------|--|------|---|---|
| 企業の実績 | | ・過去5年以内の『公民連携導入可能性調査業務』『公有地活用基本計画策定業務』等に関する業務実績・実績件数(最大5件) | 様式4 | 5 | |
| 業務実施体制 | | 技術者のみならず、会社全体として業務へのバックアップ体制が確保されている ・管理技術者を補助する予定担当技術者数 ※主たる予定担当技術者含む ※有資格は技術者またはRCCM(都市及び地方計画) | 自由様式 | 5 | |
| 技術力 | 予定管理技術者の評価 | ・技術士(都市及び地方計画)又は一級建築士の登録がある | 様式5 | 4 | |
| | | ・RCCM(都市及び地方計画)又は二級建築士の登録がある | | 2 | |
| | | ・上記に該当しない場合 | | 0 | |
| | 業務実績(過去5年以内) | ・予定管理技術者の経歴(様式5)で記載のあった実績について、過去5年以内の『公民連携導入可能性調査業務』『公有地活用基本計画策定業務』等に関する業務実績(最大3件) ※うるま市または沖縄県内における業務に従事した場合は2点、それ以外は1点とする(地域精通度) | | 6 | |
| | 主たる予定担当技術者の評価 | 保有資格 | | ・技術士(都市及び地方計画)又は一級建築士の登録がある | 4 |
| | | | | ・RCCM(都市及び地方計画)又は二級建築士の登録がある | 2 |
| | | | | ・上記に該当しない場合 | 0 |
| | | 業務実績(過去5年以内) | | ・主たる予定担当技術者の経歴(様式6)で記載のあった実績について、過去5年以内の『公民連携導入可能性調査業務』『公有地活用基本計画策定業務』等に関する業務実績(最大3件) ※うるま市または沖縄県内における業務に従事した場合は2点、それ以外は1点とする(地域精通度) | 6 |
| 合計 | | | | 30 | |

- 1 一次審査(書面審査)は、担当部署にて事前に実施する。
- 2 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「技術力」における「予定管理技術者の評価」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1)で同点の場合は、評価項目「技術力」における「主たる予定担当技術者の評価」の点数が高い者を上位とする。

(3) (2)で同点の場合は、評価項目「業務実施体制」の点数が高い者を上位とする。

3 上位3者には令和7年5月27日(火)までに企画提案書の提出依頼を通知する。

4 一次審査の点数は、二次審査に引き継ぐものとする。

※「企業実績」「業務実績」等については、実績を証明するもの(契約書、仕様書の写し等)を添付すること。

石川団地周辺整備基本計画策定業務
評価基準(二次審査)

| 評価項目 | 評価の着眼点 | 配点 |
|------------|--|-----------|
| 業務実施方針 | ・業務の背景、課題、目的等を十分に理解しているか ・仕様書の要件等を踏まえた業務実施方針となっているか | 15 |
| 業務実施体制 | ・業務を効率かつ円滑に遂行できる実施体制となっているか | 10 |
| 業務工程 | ・業務を効率かつ円滑に遂行できる工程となっているか | 5 |
| 特定テーマ | 【特定テーマ：各種会議運営支援の実施方法について】 ・導入機能の検討において作業部会が設置された場合、検討委員会や幹事会、作業部会の効率的・能率的な支援方法等について、具体的な提案がされているか | 20 |
| 追加の提案 | ・本検討業務の完成度を高めるための創意工夫があるか（業務委託仕様書（案）に示す以外の提案があるか確認） | 10 |
| プレゼンテーション | ・企画提案の内容と整合し、資料が分かりやすく整理されており、プレゼンテーションでその内容が確認できるか、応答内容的確性があるか | 10 |
| 合 計 | | 70 |

受託候補者の選定方法及び最低基準点の設定

- 1 提案者に対し委員1人当たり評価点の合計を100点満点として評価するものとする。
- 2 提出された企画提案書等を各選定委員が独立して評価基準に基づき評価・採点し、各選定委員の採点に基づく順位点の合計点により順位を決定する。
- 3 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、委員の採点の結果、点数の高い提案者を順位点「4点」、次点を「2点」、3位を「1点」とし、各委員の順位点を合計した結果、合計点が最も高いものを受託候補者とする。
- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「特定テーマ」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1)で同点の場合は、評価項目「業務実施方針」が高い者を上位とする。
 - (3) (2)で同点の場合は、副委員長の順位が高い者を上位とする。
 - (4) (3)で同点の場合は、委員長の順位が高い者を上位とする。

最低基準点の設定

最低基準点は、各委員の評価点の平均点60点とする。なお、60点に満たない場合は応募が1社であっても選定を見送る。